

西山公園体育館及び長岡京市立スポーツセンターにおける
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(令和4年6月1日改訂版)

1. はじめに

このガイドラインは、利用者が安全に施設を利用するために、新型コロナウイルス感染拡大予防の方針を示したものである。

2. 共通事項

1) 利用に係る一般的な留意事項

(1) 利用時に下記の内容に当てはまる場合は入館を制限する。

- ① 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合
- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合

(2) 利用者(来館者)名簿を作成する。

利用者(来館者)全員の名簿(下記①～③チェックリスト)を作成すること。

① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)

② 利用時の体温

③ 利用時における以下の事項の有無

- ・平熱を超える発熱
- ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状
- ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※個人情報の取り扱いに十分注意すること。

※感染者が発生した場合の情報として、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを周知すること。

(3) 手洗い又は手指のアルコール消毒等を徹底する。

(4) マスク着用については、厚生労働省が示す「屋外・屋内でのマスク着用について」に基づき対応すること。

※参照「屋外・屋内でのマスク着用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942783.pdf>

- (5) 大声での発声、応援、近距離での指導、会話等を控える。¥¥
- (6) 利用時間を遵守し、利用後はすみやかに帰宅すること。
- (7) 飲み水などの容器の共有や素手での握手・ハイタッチなどは行わないこと。

3. 施設に関する留意事項

1) 共通事項

入館及び退館時に手指の消毒と検温を行い、施設利用時には「3つの密」を回避すること

(1) 密集

- ・施設収容定員での利用を目安とすること。
- ※施設内の収容人数については別添のとおりとする。
- ※大声での発声が想定される場合には、施設収容定員の50%以内での利用を目安とすること。
- ※催物開催にあたって、上記の施設収容定員を超える場合、業種別のガイドラインで定める基準に沿い安全が確保できる人数以内とすること。

(2) 密閉

- ・館内の窓を適宜開放する。
- ・2方向以上の扉を常時開放する。
- ・エントランスでの通気を確保する。

(3) 密接

- ・2mの対人距離を確保する。
- ・人と人が対面する場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで間仕切りする。
- ・近距離での会話や発声を控える。

(4) 共有スペース

- ・広さにゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。
- ・長時間の利用は避ける。
- ・対面での飲食や会話を回避する。
- ・常時換気する。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

(5) トイレ・洗面所

- ・不特定多数が接触する場所(ドアノブ・トイレの便座・トイレトペーパーの蓋など)は、定期的に清拭消毒を行う。

3) 競技用備品の借用について

- (1) 利用者は競技用備品を利用する場合は事前に申請を行い、施設管理者は貸出し前と返却後に備品を消毒する。また、貸出し及び返却を行った人を特定できるようにする。
- (2) 館内に設置しているスポーツ用具については、手が頻繁に触れる箇所を工夫し、準備の前後に手指の消毒を行う。

4)職員の健康管理について

(1)体調管理

- ・出勤時に検温、体調確認を行う。
(発熱等の症状がある場合は出勤せず、他者への感染拡大防止に努める)
- ・衣服等はこまめに洗濯する。

(2)感染予防策

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・窓口カウンター等の消毒の実施
- ・対面での接触抑制(アクリル板、ビニールカーテンにて間仕切り)

(3)職員の体制

出勤体制等については、出来る限り施設の管理・運営に必要な最小限の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

4. 利用者の感染が分かった場合

- 1)文化・スポーツ振興課及び保健所に報告する。
- 2)保健所からの指示があった場合、感染者が利用していた日の他の利用者の情報を提供する。
- 3)保健所からの指示があった場合、施設を一時休館し、消毒を行う。

5. その他

- 1)施設利用時に利用者が遵守すべき事項については、事前に周知及び提示する。
- 2)各種競技等におけるガイドラインを参考に感染予防対策を行うこと。
- 3)接触を伴うスポーツ等で利用する場合は、利用者(団体)が感染予防ガイドラインを作成のうえ、必ず施設管理者へ提出させること。